

【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名：CEYLAN TOK Gul

学位の種類：博士（国際関係学）

学位授与年月日：2012年3月20日

学位論文の題名：

Securitization of Secularism: The Case of the Headscarf in Turkey（世俗主義の安全保障化——トルコにおけるヘッドスカーフを事例として——）

審査委員：佐藤 誠（主査）

山下 範久

秋林 こずえ

<論文内容の要旨>

<全体の要旨>

CEYLAN TOK Gul 氏の博士学位請求論文「Securitization of Secularism : The Case of the Headscarf in Turkey」は、トルコにおける女性の headscarf（以下、覆う部分を特定しないベールという語を使用する）着用をめぐる、国是である世俗主義を理由として1980年代以降、公共施設や大学での着用が厳しく抑圧されるようになってから2010年に大学での着用禁止が解除されるまでの歴史的過程を追いながら、その本質を、国家による近代化事業からの逸脱と捉えるイデオロギーと、軍部などの「世俗主義派」国家権力による敵の創出としての「安全保障化」(securitization)にあることを、「脱安全保障化」に至る道筋も含めて実証的かつ理論的に明らかにしたものである。

ベール着用をめぐるこれまでの議論や研究は、イスラム法に基づく国（例えばイラン）における着用強制か、それとは対照的に厳格な世俗主義をとる非イスラム圏の国（たとえばフランス）における、イスラムフォビアを背景とした着用禁止について論じられる場合が圧倒的であった。これに対して本論が対象とするトルコは、国民の圧倒的多数がムスリムであって、しかも厳格な世俗主義を採ってきた点において大きく異なり、イスラム

の習俗からだけでは論じきれない面をもっている。

こうした中で申請者は、トルコで着用が抑圧されてきた理由を明らかにするうえでの二つの視点を提示する。第一は、近代化の施策に占める意味である。1923年のケマル・アタチュルク（初代大統領）を指導者とする国民国家建設と近代化によってスルタン＝カリフ制の廃止と世俗主義の採用、新民法の導入、教育の普及などが進められ、女子の高等教育や専門職への進出が奨励されるなかで、ベールの着用が近代化に逆行する無知の象徴とされたことである。着用することは近代化とアタチュルクへの反抗と捉えられた。ここにみられる家父長主義的な国家と女性たちの関係を、申請者は、国家に従う「善き娘」、教育を受けず無知なままに着用する「不運な娘」、高い教育を受けながら自覚的に着用する「悪しき娘」という三種類の用語を使って説明する。

第二の視点は、コペンハーゲン学派の提起した「安全保障化」仮説を出発点とした理論的検討に基づく、トルコの国家権力とりわけ軍部による安全保障化という視点である。そこでは国際情勢の変動の中で新たな敵を必要とした軍部によって、ムスリムとしてのアイデンティティを高めてベールを着用する若い女性たちが標的とされた。さらに申請者は、安全保障化アクターを支える組織や個人を聴衆 (audience) という言葉で捉えその役割を強調するバルザックらの仮説を適用したうえで、安全保障化の標的とされた女性たちの闘いのなかに「脱安全保障化」への道筋をみるオリジナルな仮説発見に至るのである。

論文は最後に、イスラム主義を背景とする公正発展党 (JDP) とエルドアン首相が経済発展を背景に長期政権を実現するなかで、クーデター陰謀の露見した軍部が凋落し2010年には大学におけるベール着用が自由化されるにいたる歴史的経緯を明らかにする。だが、申請者は JDP とエルドアン自身が急速に家父長的かつ権威主義的な性格を強める現実も指摘し、女性たちの道のりがなお遠いことを示唆するのである。

<目次>

概要

図表一覧

略称一覧

序

- 1、トルコにおけるベール問題についての先行研究
 - 2、本論文の目的と展望
 - 3、理論構成
 - 4、世俗主義
 - 5、方法論
 - 6、本論文の構成
- 第1章 ベールをするか、しないか—ベールをめぐるさまざまな規則の比較分析
- 1、イスラム世界におけるベール
 - 2、ヨーロッパにおけるベール
- 第2章 トルコ人女性は解放されたか？
- 1、近代化事業をめぐる競争と女性
 - 2、家父長主義に対する法的な保護
 - 3、トルコ共和国の「善き娘」と「悪しき娘」
- 第3章 法の支配かトルコ共和国の支配か—安全保障化アクターとしての司法の分析
- 1、憲法裁判所
 - 2、国家評議会と行政裁判所の同調
 - 3、司法による世俗主義についての解釈
 - 4、欧州人権裁判所の決定がもたらした影響
- 第4章 世俗主義の防衛—世俗主義の安全保障化における軍部の役割
- 1、軍部の政治的自律
 - 2、2月28日事件にみられる安全保障化のレトリック
 - 3、行動的安全保障化—例外的手段
- 第5章 安全保障化の失敗—エルゲネコン事件と市民・軍部関係の新段階
- 1、安全保障化の失敗—「安全保障化の標的」としてのベール着用女性
 - 2、エルゲネコン事件
- 第6章 学長のベール戦争と私的とはいえない私的セクター—安全保障化過程に果たす制度の役割についての分析

- 1、高等教育評議会
 - 2、「聴衆」としてのビジネス・セクター—受動的支援と能動的支援
 - 3、MUSIAD とベール着用女性に対するイスラム秩序的アプローチ
- 第7章 公正発展党 (JDP) のジェンダー・イデオロギー—善き娘と悪しき娘という見方
- 1、トルコ共和国における初の親イスラム政党多数派政権
 - 2、JDP の勢力拡大と第二期における権威主義的傾向
- 第8章 「聴衆」としての世俗主義的女性たち
- 1、関係性におけるアイデンティティの概念化と「その他」としてのベール着用女性
 - 2、世俗主義的女性 NGO と安全保障化アクターに対する道義的支援
 - 3、「安全保障化起業家」としての世俗主義的女性たち
 - 4、退職教員たちの「近代へのノスタルジア」
- 第9章 ベール着用女性たちの終わらざる抵抗
- 1、脱安全保障化と抵抗
 - 2、大学における抵抗
 - 3、市民的行動主義—1990年代におけるイスラム主義女性 NGO の創設
 - 4、政治参加を求めて続く闘い
- 結論
インタビュー一覧
参考文献

<各章の概要>

序では、先行研究を踏まえた研究課題の析出と、以後の叙述で示される研究の方法論が明らかにされる。課題の究明にかかわる理論についての考察はここで行われ、先行研究を踏まえつつオリジナルな理論仮説が提示される。この理論仮説は、以後の1～9章の実証部分を考察するにあたっての分析方法を提供し、同時に実証分析を通じて仮説が検証される構成となっている。

国民の99%がムスリムのトルコでは、成人女

性の約60%がベールを着用している。ところが1980年代以降、国家権力によって大学、役所、議会などの公的機関での着用が禁止されるようになり、とりわけ大学では1997年から2010年の解除まで厳しい抑圧が続いた。本論の目的は、主に大学での抑圧に焦点をあてて禁止の理由と2010年の解除に至る理由を明らかにすることである。先行研究では、大学生の間での着用が近年になって増えてきたことが指摘され、伝統のままに着用する中高年と自覚的なイスラム実践として着用する新世代の違いが指摘される。すなわち、着用する女性は単一グループではない。世俗主義権力の抑圧を受けるのは、これら若く高等教育を受けイスラムの自覚をもつ女性たちの着用者である。

理論仮説の第一の枠組みは、コペンハーゲン平和研究所(COPRI)に依るコペンハーゲン学派の「安全保障化」論である。安全保障化のアクターは、その 이슈が安全保障に関わると決めつけることによって、普通は認められないような非常手段を獲得する、という。だが、バルザックたちは、安全保障化理論としてこれでは不十分だという。その 이슈が脅威であるとするアクターの指摘を受け止め、公的な支援を送る制度機構と道義的な支援をする大衆という二者からなる audience (聴衆)こそ重要であるというのである。これが理論仮説の第二の枠組みとなる。これらを踏まえたうえで、申請者はさらに安全保障化の標的となった対象者の抵抗を付け加えてはじめて安全保障化のワナから脱する道筋=脱安全保障化が見えると、独自の仮説を提示する。これが理論の第三の枠組みである。申請者の発想を導きだしたものは、フーコーの「下からの権力」論の示唆を背景にした、コペンハーゲン学派の権力論への疑問と脱安全保障化の視点の弱さに対する批判である。

最後に、問題を取り巻くトルコの現状が概観される。厳格な世俗主義から見落とされがちだが、トルコのイスラム教徒はスルタン=カリフ制廃止後に設置された国家宗教問題局の強力な統制下にあり、すべての礼拝指導者、宗教学者は公務員である。とりわけ軍事政権下では多数派ス

ニの解釈を教え込む教育課程が小中学校に導入された。その一方で1980年代になって初めて教育機関におけるベール着用が禁止され、とりわけ1997年から2010年にかけては大学と公的機関において過酷な禁止措置がとられた。「啓発的イスラム」推進を掲げる軍部にとって、ベール着用はイランのイスラム革命の影響を受けた象徴とみられたのである。

第1章では、ベール着用をめぐる、イスラム法に基づく社会体制のもとで着用を義務付けたイランと、厳格な世俗主義によって教育機関や公共の場での着用を禁止したフランスの事例が比較分析される。歴史的にみると、女性のベールはイスラムの誕生よりはるかに古く紀元前のアッシリアですでに法的義務とされていたが、近代のイスラム社会では女性の役割とベール着用が社会的な論争の的となった。他方で近代西欧にとってベールはイスラム社会に介入する口実となり、たとえば米国は2001年のアフガニスタン侵攻を「タリバンとブルカからの女性の解放」として正当化した。

イランの場合、1936年にレザ・シャー国王の近代化政策の一環として公共の場での着用が禁じられたが、兵士によるなかば暴力的な取り締まりは女性たちの反発をもたらし、70年代に入ると教育水準の高い中産階級の女性たちの多くが意識的に着用することになった。1979年のイスラム革命は事態を逆転させ、ベール着用は義務化された。違反者には鞭打ち刑を含む処罰がくだされ、2010年だけで6万2千人の女性が着用義務違反で警告を受けた。

フランスはヨーロッパでもっとも多い450万人のムスリム人口を抱える。少数者に対する同化政策と伝統的な世俗主義を背景に2004年、イスラム女性のベールやシーク教徒のターバンなど宗教的シンボルと考えられるものの学校での着用が禁止された。その後もベールを公共交通、病院、役所などの公共機関で禁止する案が議会で論じられている。背景には、移民への警戒感とイスラムフォビアがある。

第2章では、トルコの女性を取り巻く環境が概

観される。トルコはGDP (PPP) で世界15番目の経済規模をもちながら、ジェンダー平等から見た経済参加・政治参加・教育・健康の指数 (*Global Gender Gap Report 2010*) は134カ国中126番目と高くない。そもそもアタチュルクの指導した近代化事業では、女性の権利拡大にも力が注がれ、専門職への進出や1934年の女性参政権獲得が実現している。他方、近代化の過程で制定された民法は、家父長に家族保護の責任と権利を認めた。こうした文化を背景に、今なお深刻なのは、レイプの被害者となるなど家族の「名誉を損ねた」とされる女性を家族が殺害する「名誉殺人」である。2000年から2005年の5年間だけで1091人が「名誉殺人」で殺された。また近代化による女性の地位向上は「国父」としてのアタチュルクが「共和国の娘」としての女性たちを救い出したとする言説を生むことになった。ベールについてアタチュルクはイランのように着用を禁止することなく、教育を通じて女性たちに遅れた習慣であると自覚させ脱着させる道を選んだ。ここから申請者は、現在のベール問題をめぐる国家（父）と女性たち（娘）の関係を、目覚めてベールを脱ぐ「善き娘」、教育を受けられず無知なままに着用を続ける「不運な娘」、高い教育を受けたのに着用する「悪しき娘」という家父長的イデオロギーによる分別を国家権力が行っているという仮説を提示し、なぜ権力を握る世俗主義者がとりわけ大学に過酷な禁止政策を導入したのか、その理由を示唆する。

第3章では、「安全保障化」アクターである司法の役割が描かれる。1960年の軍事クーデター後に設置された憲法裁判所は、大学におけるベール着用を禁止した法の撤廃を決定した国会に対して3回にわたって違憲であるという判決を下して、立法府を上回る力を示した。公務員のベール着用を禁じた最初の服務令は1982年、軍部介入後に成立した内閣によって導入される。やがて国家安全保障会議の圧力によって大学を管理する高等教育評議会が大学でのベール着用を禁止。これに対して議会在服装の自由化を決議すると、司法が覆すという事態が繰り返されたのである。さら

に司法は1998年には福祉党、2001年には道徳党に解散命令を下すなど、計4つの政党を世俗主義に違反したことを理由に解散に追い込んだ。ベールを着用する医学生が行政裁判所や憲法裁判所の決定を不服として欧州人権裁判所 (ECHR) に提訴したが、2004年、同裁判所は「着用しない女性の自由を守る」ことを理由に訴えを退けた。以後、トルコの司法はECHRの決定を引用して服装自由化を却下し、政党の解散命令を合理化するようになる。こうしたことから申請者はECHRも安全保障化に寄与したと評価するのである。

第4章では、安全保障化の第一のアクターである軍部が分析される。軍部はこれまで1960, 1980, 1971, 1997と4回にわたって政変を主導してきた。前二者はクーデターだったが、後二者は軍事力を直接使用せず圧力をかけることで目的を達した。とりわけ1997年の政変は2月28日事件と呼ばれ、イスラム主義に立つ政党として初めて連立内閣に参加した福祉党を司法の力を借りて政権から追い出し、最終的には解散に追い込んだ。申請者はこの安全保障化が成功した理由を3つあげる。第一は「聴衆」が福祉党の脅威を例外的措置すら認められるものとして受け入れたこと。たとえば国際社会では、EUは福祉党追放に反対せず、ECHRは福祉党の上訴を却下し、福祉党の反米傾向を嫌う米国は軍部の実態的支配継続を望んだ。第二は、大衆がイスラム主義を恐れたこと。第三は、大衆の軍部への信頼がこの時点では高かったことである。これらの背景には、メディアと軍部の癒着、宗教指導者に対する仕組まれたスキャンダル暴露、軍部の情報機関を使ったイスラム主義についての情報宣伝など、巧妙な安全保障化作業があった。

第5章では、JDPの躍進に直面した軍部の一部が殺人事件をでっち上げたものの真相が露呈し、さらにクーデター計画が暴露されるなど、軍部が急速に凋落していく過程が描かれる。イスラム色を出した福祉党などと違ってJDPとエルドアン首相はEU加盟を政策の柱にすえるいっぽう、世俗主義がトルコの民主主義の基本である

こと、ベール問題は政府にとっての優先課題ではないことを強調した。だが、軍部などはエルドアン夫人など公的行事に列席する女性がベールを着用していることに標的を絞って攻撃を続けた。こうしたなかで2006年5月、行政最高裁である国家評議会の判事が襲われ5人が死傷する事件が発生する。評議会がベール着用を理由に解雇された教師の異議申し立てを却下したばかりであったうえ、男のイスラム主義的言動から、犯行はイスラム過激派による計画的犯行と受け止められた。ところが、2008年7月、事件を捜査していた検事が訴追したのは86人の軍関係者で、彼らがエルゲネコンという秘密テロ組織を組織して政府転覆を計画していたばかりか、判事殺害もイスラム主義者を失墜させるためエルゲネコンが雇った男による犯行であったことが明らかにされた。くわえて、3軍の司令官の加わったクーデター計画と、参謀総長が2007年の総選挙直前に軍部の介入を示唆するe-mailを発信していた(eクーデター)ことも暴露されるに至る。

第6章では、大学と企業が安全保障化の過程において制度的「聴衆」として果たした役割が検討される。大学を管理する高等教育評議会(HEC)は1980年の軍事クーデター後に設置され、軍部の代表が評議員席一名を占めていた。ベール着用女性の扱いは当初、各大学に任されていたが、1998年、HECはすべての大学の全教室から着用女性を締め出すことを決定し、翌1999年には大学のあらゆる施設での着用禁止へと拡大された。違反者には停学などの措置がとられ、1998年1年間だけでイスタンブール大学で4千人、トルコ全土では5万人以上の学生が教室から締め出された。こうした処分に反対した教員も「トルコ共和国を脅かす「原理主義者」と断罪され処分された。処分が集中した2003年までの6年間に職務停止となった教員は151名、辞職または解雇された学長は7名にのぼる。

私的企業も「聴衆」としてベール着用の安全保障化に役立った。トルコの工業化は1960年代に輸入代替として進められ、1971年には大企業

中心のトルコ産業企業家連盟(TUSIAD)が結成される。TUSIADはクーデターで実権を握った軍部とも労働運動抑圧で利害が一致し友好関係を築く。だが、1980年代以降、新自由主義政策が導入されると、アナトリア地域を基盤とする中小企業が急成長をとげ、独立産業企業家連盟(MUSIAD)が結成される。アナトリアの企業家は総じてイスラム的商人道徳と共同体的連帯に基づいて事業を営んでいる。1997年の軍部による政変に対してTUSIADは即座に支持を表明し、ベール着用問題でも禁止政策を支持した。だが、その後の経済不況の中でTUSIADは軍部から距離を置くようになり、ベール問題でも中立的立場をとるに至る。軍部が凋落するいっぽうで、会員企業がJDPの経済政策の恩恵を受けるようになったことが背景にある。だが、申請者の現地調査は、TUSIADの会員企業がベール着用女性をほとんど雇用していないことを示している。他方でMUSIADの会員企業も着用女性に職場を積極的に提供はしていない。その背景には、企業家を支えるイスラム倫理がそもそも経済的に逼迫していない女性の雇用を認めないうえ、職場で両性が一緒に仕事することに肯定的ではないからである。

第7章では、JDPのジェンダー・イデオロギーが検討される。JDPはそれまでのイスラム系政党とは異なってイスラム主義からは距離を置き、党綱領でも「保守的民主主義」をイデオロギーとして掲げるとともに、世俗共和国とトルコの統一に忠実であることを宣言した。同時に綱領では選挙で政権に就いたら女性差別撤廃条約の求めるあらゆる差別をなくすことを約束して、イスラム主義を背景にした政党としては初めて性差別撤廃を掲げた。また道徳党が解散に追い込まれた教訓から、世俗主義勢力の疑惑を招かないよう政権一期目は「経済政策が優先事項である」としてベール問題からは距離を置く姿勢を取った。だが世俗主義勢力は、政府の公式行事に随伴したエルドアン首相夫人らがベール着用をしていたことを取り上げて攻撃する。2007年の選挙で勝利し2期

目に入った JDP 政権はようやくベール問題に着手。エルゲネコン事件による軍部の失墜が追い風になり、2010 年、大学におけるベール着用禁止はついに撤廃された。だが、このころから JDP とエルドアン自身の家父長的傾向が露わになりはじめ、エルドアンは機会あるごとに若い女性たちに「トルコ人女性は職探しなどせず3人以上の子供を産むべきだ」と語りかけるようになる。また2011年の選挙では JDP の当選者 327 人中女性が 45 人を占めたが、ベール着用女性は候補にもなれなかった。

第 8 章では、女性たちの中でも世俗主義の立場から NGO などを通じて活発な政治的、社会的運動を繰り広げてきた女性たちの実態と主張が明らかにされる。ジェンダー平等を掲げて活発に発言する女性指導者やフェミニスト団体、NGO などの中にもベール着用を批判する人々が多い。申請者は、ポスト構造主義の間主観性アイデンティティ論を援用して、これらの女性たちが「自」と「他」の二元論的分別に陥っていると指摘する。その証左としてあげるのが、これら世俗主義の女性たちが、若く教育ある世代の自覚的な着用はイスラム主義の象徴として嫌悪するが、自分の祖母など高齢者たちの着用には一様に共感と郷愁を示すことである。世俗主義の女性たちはさまざまな組織を通じてイスラム主義に反対する集会を開いた。とりわけ 2007 年には JDP が大統領候補として夫人がベール着用者であるグルを立てたことに抗議する集会を開き、100 万人以上が参加した。これらの事例が示すものは、これら世俗主義の女性たちが、軍部などの安全保障化アクターに道義的支援を送ることによって安全保障化の実現を促す「聴衆」の一部となっていることである。

第 9 章では、前章とは対照的にベールを自覚的に着用する女性たちが「脱安全保障化」の主体として扱われる。「脱安全保障化」はたとえば「安全保障問題から離脱し公の政治的言説と“通常”の政治紛争ないし和解の領域に戻ることに」(ウィリアムズ)として説明されてきたものの、その過程や安全保障化の対象とされたものがそこで果た

す役割は明らかではない。これに対して申請者は、安全保障化の対象とされたものは単に受動的な犠牲者ではなく、脱安全保障化の積極的な主体であると主張する。その場合、安全保障化に反対するだけでは脱安全保障化はもたらされず、この事例では着用女性たちは安全保障化アクターの真の姿の暴露に力を注いだ。また着用学生たちは、大学からの警告を無視して講義を受け続ける、入室直前に髪をかぶり退出するときに外すなどさまざまな日常的抵抗を行った。こうした抵抗女性を支援したのは 1990 年代になって組織されるようになったイスラム主義を背景とするさまざまな NGO である。1999 年にベール着用女性として初めて国会議員に選出された 2 名のうちの一人、カバチは、議場でベールを着用したことで攻撃され、二重パスポート所持を表向きの理由に議員資格をなく奪われた。現在の JDP 政権のもとでも着用女性の運動は自立的なものとして続いており、大学での着用禁止解除はエルドアンによる恩恵であり女性たちは彼の決定に従わなければならないとする JDP 指導部との間で緊張が生じている。

結論では、これまでの議論が総括され、序での理論的仮説提示と 1～9 章の実証の整合にたまたまとめが行われ、そのうえで今後の研究課題が明らかにされる。2010 年に大学での着用禁止が解除された主な理由は 2 つである。第一は、エルゲネコン事件によって軍部への信頼が失墜したこと、着用女性たちのさまざまな抵抗が脱安全保障化を導き出したこと、である。論文の貢献は、軍部がベール着用女性を標的に安全保障化を実現させ、それを利用して自らの政治的自立と文民政府に対する権力支配を守ってきたことを明らかにしたことである。軍部は共和国の保護者としてのアイデンティティを守るうえで絶えず「危険な他者」を必要とした。冷戦下においてそれは共産主義者であったが、ポスト冷戦期の 1990 年代においてそれはエスニックな分離主義者(クルド)か「イスラム原理主義者」となった。2月28日事件を分析すると、軍部の安全保障化が成功するためには、その正規の機関としての情報収集力および関

与したメディアの役割が大きいことが示される。他方、本論の分析は、安全保障化においては「聴衆」の役割が大きいというバルザックらの主張を裏付けている。

軍部は、安全保障化によって着用女性たちを公務部門や大学から追い出し、それを政治的イスラム主義との戦いという理由づけで正当化した。だが、2002年にJDPが政権に着くと、軍部は3つの理由から同じ方法での安全保障化はできなくなった。第一に、JDPが先行イスラム政党と距離をおいて親EUの立場をとったこと。第二に、JDPがベール着用問題は優先課題ではなくEU加盟問題が優先されると宣言したこと。第三に、JDPが世俗主義やアタチュルクに対する批判を控えたこと、である。本論はまた、安全保障化がEUの各機関によっても支持されてきた背景には、EU加盟国においてベール着用問題がムスリム移民との関わりにおいて議論を呼んでいる事実があることを指摘する。

本論のもう一つの重要な発見は、安全保障化アクターによって、女性たちを市民ではなく国家の「娘」とする家父長的言説が支持されてきたことである。アタチュルクによって解放されベールを着用しない「善き娘」、教育を受けられず解放されないまま着用し続ける「不運な娘」に対して、「父」の指示に従わず着用したまま教育と仕事を求める「悪しき娘」という図式である。JDP政権の登場と2007年以降の政治権力関係の変化のなかでも家父長的言説は変わらず、むしろ強化されている。

本論の着用女性の雇用をめぐる企業についての分析は、「聴衆」としての企業の安全保障化アクターへの支持は必ずしも顕在化したものばかりではないことを示す。イスラム思想を背景としながらMUSIADの会員企業は着用女性に雇用の機会を与えていない。したがって、着用女性を孤立させることで安全保障化を支持しているといえる。これまでの研究では、安全保障化の対象とされたものが脱安全保障化の過程で果たす役割は無視されてきた。本論が発見したことは、脱安全保障

化が自動的に起こるものではなく、対象とされた人々の抵抗から脱安全保障化が始まるということである。着用女性たちは受動的な犠牲者ではなく能動的な主体であった。女性たちは、座り込み、ハンガーストライキ、デモを組織し、NGOを結成し、裁判に訴え、雑誌や本の刊行を通じて経験を交換しあった。本論はまた、彼女たちの抵抗は国家だけに向けられているのではなく、母親は仕事に就くなというイスラム主義者の言説にも向けられていることも明らかにした。

最後にこれからの研究課題は、2011年の選挙で勝って3期目に入ったJDP政権にもとでのトルコの民主主義の行方である。軍部が勢力を失った現在、問題になるのはJDP自身のもつ権威主義的傾向と、そこでの個人の自由であろう。JDPは先行するイスラム政党のイデオロギーは取り入れないといっているが、その家父長的な「家族中心主義」などにみられる「保守的民主主義」は、考え方の点で先行イスラム政党と類似する。たとえば最近になって、法的根拠はないにもかかわらず、アナトリア地方のレストランではアルコールが提供できなくなった。あるいは少数派のクルド、(イスラム教)アレビ派、アルメニア、ユダヤは多数派スンニーに従って生活することを求められている。さらに無視できないのは、思想や表現の自由に対する制約である。現在、トルコでは76人のジャーナリストが獄中にあり、国境なき記者団は報道の自由ランキングでトルコを138番目に位置づけた。ベール問題の安全保障化が女性への差別を招いたように、家族問題を安全保障化することはさまざまな異なるアイデンティティへの差別を招くであろう。

〈論文審査の結果の要旨〉

CEYLAN TOK Gul氏の課程博士学位請求論文について、公開審査会を含む審査過程で明らかになった論文の特徴と独自性は以下のとおりである。

〈論文の特徴と独自性〉

- 1) 「安全保障化」仮説を理論それ自体として

発展させたことは大きな貢献である。安全保障化現象に着目し保障化主体の役割を強調したコペンハーゲン学派（第一段階）、それに「聴衆」の役割を付け加えたバルザックらの補足理論（第二段階）を摂取したうえで、申請者はあらたに安全保障化の対象とされた者の抵抗と脱安全保障化に果たす役割（第三段階）を付け加えた。先行理論の再検討とトルコの現実分析を通じてこの新たな理論仮説を構築すると、申請者はそれをトルコのベール着用問題を事例として実証的に裏付けた。

2) 申請者は、家父長制イデオロギーの観点からトルコにおけるベール着用問題にかかわる理論的考察も試みている。家父長制イデオロギーそれ自体の理論的分析はまだ十分といえないものの、申請者は、問題の背景に近代化事業における国民国家形成過程のなかで再編強化された家父長制イデオロギーがあることを明らかにして、それにより国家は女性たちを、国家に従う「善き娘」、教育を受けず無知なままに着用する「不運な娘」、高い教育を受けながら自覚的に着用する「悪しき娘」として分別する、という図式で示した。

3) 以上のような理論的考察とオリジナルな仮説提示が、トルコの現実に対する実証に裏付けられ、またその理論が実証分析に適用されていること、すなわち理論と実証が密接に支え合っていることも、本論の特徴である。

4) 実証面で申請者は、1982年の公務員服務例で初めてベール禁止が導入されてから2010年に大学におけるベール着用禁止が解除されるまでの約30年間を中心に、着用問題をめぐるトルコ社会の政治、社会変容過程と歴史的ダイナミズムを描き出した。とりわけ以下のような特徴が顕著である～①研究対象となった時期が示すように、着用問題がきわめてカレントな争いであったこと、②問題の激化したのが1990年代半ばであることは、問題がポスト冷戦下のアイデンティティ追求の文脈でも語られうることを示唆したこと、③その背景には、「共産主義者」に替わる新たな敵を必要としていた軍部によって「イスラム原理主義者」とみなす者を対象とした綿密な安全保障化作

業があったこと、④大学や企業の国家権力への協力を描くことで「聴衆」仮説を裏付けたこと、⑤安全保障化の対象者の抵抗による脱安全保障化、という新たに提示した仮説を、迫害された着用女性たちの多様な抵抗運動とロジックを通して実証的に裏付けたこと、⑥さまざまな女性組織、フェミニストも、着用問題をめぐって対立し一枚岩ではなかったことを明らかにしたこと、である。

5) イスラム社会におけるベール着用問題といっても多様であって、トルコの場合は背景が複雑であることを、近代化事業とのかかわりやポスト冷戦下での国際環境の変化を視野に収めつつ詳細に描き出すことによって、問題を「イスラム原理主義」による女性の抑圧という図式に単純化しがちな解釈に対して反証を提示した。

<公開審査における質疑応答>

公開審査会では、まず申請者が研究課題から始まり理論構成および全9章にわたる論文の内容を報告、これにたいして山下、秋林、佐藤の各審査委員がコメントと質問を提起し、申請者との間で応答が交わされた。

山下委員は第一に、この事例にみられる安全保障化から脱安全保障化に至る過程は、アクターに注目すれば保守派エリートと自覚を強めつつある大衆の対立ということに単純化されるが、それを可能にした構造は何であるか、を問うた。これに対して申請者は、国際的な契機に注目するならば、1990年代にけるポスト冷戦下での国際情勢の変容が全体的な背景をなしているなかで、JDPがベール禁止解除を成功させた背景として、それまでのイスラム政党と異なり、親EU、親米を掲げイラク戦争まで支持することで国際的バックアップを得ていたことは無視できないとした。山下委員は第二に、安全保障化は主導するアクターからすれば一つの戦術的道具だが、より大きな構造の中に位置づけた場合、その理論的な可能性と限界は何か、を問うた。これに対して申請者は、トルコの民主主義がまだ脆弱であるがゆえに、非常手段の動員すら内意した安全保障化が軍

部にとっては有効な手段であったと答えるとともに、実は現在の民主選挙によって成立したJDP政権も同様の手段に訴える可能性があること、現にクルド問題では同様のロジックでジャーナリズムへの抑圧が始まっていることを指摘して、安全保障化の現実と理論的一般可能性を指摘した。第三に山下委員は、トルコのこの文脈においては、安全保障化とならんで家父長制イデオロギーが大きな役割を果たしたが、両者の関係をどのように理解しているか、質問を投げかけた。これに対して申請者は、両者が一体となって女性を抑圧してきたが、JDP政権下でも同じ傾向がみられると答えた。

以上の質疑応答を踏まえ、秋林委員は第一に、家父長制イデオロギーの分析がなお十分になされているとはいえず、それが果たされていれば、安全保障化と家父長制の関係がさらに明瞭になったであろうと指摘した。これを受けて申請者は、家父長制イデオロギーが単に私人や家庭のものではなく、「名誉殺人」の犯人への罰を軽減するなど国家によって公的に支えられてきた点にトルコの特徴があると補足説明をした。秋林委員は第二に、世俗主義女性とベール着用のジェンダー平等をもとめる協同の可能性を問うた。申請者はこれに対して、現実に共通の運動の兆しがみられるが、他方で国家の側はクルド対策への軍事力動員において「男性性」を強調する傾向を見せていることなどを指摘した。

最後に佐藤委員は、山下、秋林委員との質疑応答をふまえ、国際的な状況について論文では

結論で明らかにしているが、それ以前の分析でも詳しく言及した方がよかったであろうこと、また世俗主義女性たちを *audience* として分析しているが、彼女たちを一括りにできるか疑問だと、コメントした。これに対しては山下委員が、

audience とはあるアクターに対する固定的なレッテルはりではなく、言説空間における特定の状況での機能や役割を判定するものではなかったか、と補足コメントをし、申請者もまじえ安全保障化理論の理解を深めあった。

〈論文審査結果の要旨〉

公開審査会は2012年5月14日(月)10時40分から12時30分まで敬学館213号教室で開催された。申請者が論文の内容について約1時間、報告を行い、それを受けてさらに1時間近くにわたって審査員3人と申請者の間で上記のような質疑応答が交わされた。その後、審査員3人だけで別室に会場を移し、1時間あまり意見交換を行った。審査員全員が、論文が博士号学位にふさわしい水準に達しており、独創的な理論構成と堅実な実証が確認できること、家父長制イデオロギーの分析などさらに深めるべき論点もあるが、それらは今後の研究で発展させることが可能であること一を確認し、申請者が博士学位を授与するにふさわしいとの結論を審査委員会として下した。

〈試験または学力確認の結果の要旨〉

審査委員会は、CEYLAN TOK Gul氏が本学学位規程第18条第1項の該当者であり、論文内容および公開審査会での質疑応答を通じて、十分な学識を有し、博士学位に相応しい学力を有していること、また、本研究に必須であるトルコ語文献と、それ以上に多数の英語文献が適切に参照されていることから、語学能力も十分に有していることを確認した。

以上の諸点を総合し、CEYLAN TOK Gul氏に対して、本学学位規程第18条第1項に基づいて、「博士(国際関係学 立命館大学)」の学位を授与することが適当であると判断する。

